

芳賀町まちづくり基本条例 (前文)

芳賀町は、先人のたゆみない努力の中で歴史を刻み、郷土を愛する多くの人々の英知に支えられて、今日の繁栄を迎えています。わたしたちは、この美しい田園風景と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、わたしたちのまちを誇りと自信を持つて次世代に引き継ぐためにも、自らの手で、自らの責任で、主張的にまちづくりにかかる多様化する今日の地方自治においては、町民が自治の主体としてその役割を自覚し、まちづくりに参画しなければなりません。

わたしたちは、ここに芳賀町のまちづくりの理念を明らかにし、町民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し、町民主体のまちづくりを目指すため、また芳賀町の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

○まちづくりとは

められています。こうした中で、町民の皆さんと共に町政を進めていくためには、町政の基本事項を条例で分かりやすく定める必要があります。

○まちづくり基本条例とは

条例では、芳賀町における自治の理念、町民・議会・町それぞの役割と責務、町政運営の基本原則、住民自治・団体自治のあり方などを定めており、芳賀町の「憲法」ともいえる条例です。

■芳賀町の憲法ともいえる条例です

○地方分権の進展

地方分権が進む中、地方自治体には「自己決定・自己責任」に基づくまちづくりが求

まちづくりへの参画

（1）自主性の尊重

町は、個人の権利および利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じるものとします。

○住民自治のあり方

町民主体のまちづくりへの参画においては、住民自治の原則に基づき、自主性、自律性を尊重するものとします。まちづくりへの参画は、町民一人ひとりができることができる範囲でかかわることを基本とします。

（2）情報提供と共有

町は、公正で公平な町民主体のまちづくりを進めるため、町の仕事に関する情報をなるべく早い段階から町民に提供し、情報の共有を図ります。

（1）住民投票の実施

町長及び議会は、町及び議会に関わる重要な事項について直接、町民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができます。

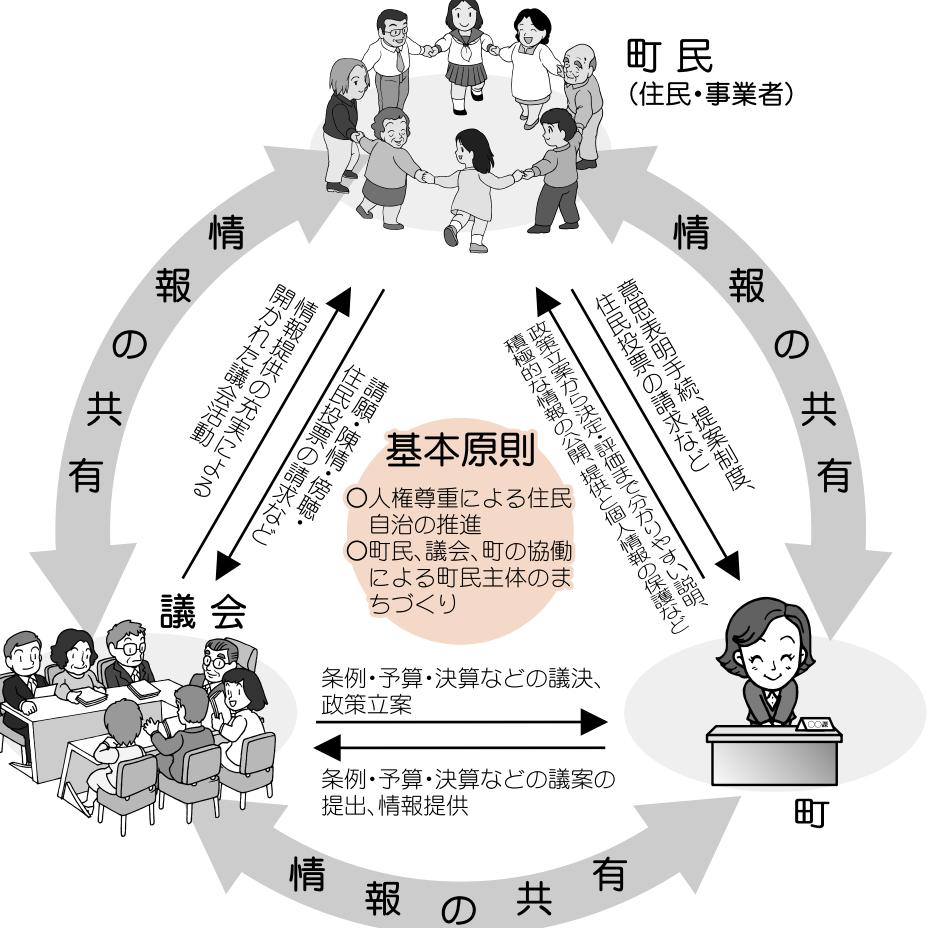
・住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に

関する重要な事項について、町長お

よび議員の選挙権を有する者の4分の1以上の連署により、町又は議会に住民投票を請求することができます。

・町民は、町及び議会にまちづくりについて協議するために、まちづくり委員会を設置するものとします。

・委員会は、町長が委嘱する者をもつて組織します。ただ



芳賀町まちづくり基本条例が制定されました

町民主体のまちづくりをするために



「芳賀町まちづくり基本条例」が12月議会で議決されました。

芳賀町のまちづくりのすべてにかかる条例として、自治の基本事項を定めた重要なもので、平成18年4月1日に施行されます。

○人権の尊重と協働による自治のまち

町民の皆さん、対等の立場でこれまで以上にまちづくりの意思表明（パブリック・コメント）手続や提案制度など

するなど町の説明責任を義務づけるとともに、皆さんからうした仕組みを整えることにより、情報が共有され、町民・議会・町の協働による町民主体のまちづくりが推進されます。

■条例の主な内容

○町民の役割と責務

町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。

○議会の役割と責務

議会は、芳賀町の議決機関として、重要な政策を総合的な視点に立って審議し、意思決定するものとします。

（1）評価の実施

町は、まちづくりの目標に照らし、取組の有効性、効率性等について評価を実施するものとします。

（2）説明責任

町長は、町民の安全を確保するため、町民の生命、身体及び財産を保護するための必要な措置を総合的に実施するものとします。

○町政運営の基本原則

（1）評価の実施

町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにします。

（2）説明責任

町長は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手續を町民に明らかにします。